

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１０ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、少額短期保険業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。 （１） 金融庁電子申請・届出システム 少額短期保険業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 （２） （略） Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 登録 （１）登録審査等	Ⅲ 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－１１ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１０ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、少額短期保険業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。 （１） 金融庁電子申請・届出システム 少額短期保険業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 <u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u> （２） （略） Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 登録 （１）登録審査等

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
① 登録にあたっては、法第 272 条の 2 に規定する登録申請書の記載事項（所定の登録免許税領収書の添付又は電子納付を含む。）及び規則第 211 条の 3 に規定する添付書類について漏れがないかどうか確認することとし、提出された登録申請書について、登録申請者に対しヒアリングを行い、法第 272 条の 4 に規定する登録拒否要件に該当する事項がないかどうか確認すること。 この場合、登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 ヶ月以内に発行されたものでなければならない。 ②～⑤ （略） (2)～(5) （略） Ⅲ－2－4 特定保険募集人の登録等事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ①～⑦ （略） ⑧ 登録申請の審査基準等 ア・イ. （略） ウ. 所要の収入印紙の貼付又は電子納付の有無 (ア) 「内勤職員」「営業職員」「個人募集代理店使用人」「法人募集代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。 (イ) 「個人募集代理店」「法人募集代理店」の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。	① 登録にあたっては、法第 272 条の 2 に規定する登録申請書の記載事項（所定の登録免許税領収書の添付又は電子納付を含む。）及び規則第 211 条の 3 に規定する添付書類について漏れがないかどうか確認することとし、提出された登録申請書について、登録申請者に対しヒアリングを行い、法第 272 条の 4 に規定する登録拒否要件に該当する事項がないかどうか確認すること。 この場合、登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 ヶ月以内に発行されたものでなければならない。 ②～⑤ （略） (2)～(5) （略） Ⅲ－2－4 特定保険募集人の登録等事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ①～⑦ （略） ⑧ 登録申請の審査基準等 ア・イ. （略） ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無 (ア) 「内勤職員」「営業職員」「個人募集代理店使用人」「法人募集代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙が貼付されているか。 (イ) 「個人募集代理店」「法人募集代理店」の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
エ・オ. (略) ⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。 ア. (略) イ. 登録申請書の添付書類は、職種区分毎・代理店毎に次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 法人募集代理店の場合 a～c. (略) d. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。） <u>（注）登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため添付を要しない。</u> ウ～キ. (略) (2)～(4) (略) (5) 変更等の届出等 ① (略) ② 変更届出にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア・イ. (略) ウ. 「内勤職員」「営業職員」「個人募集代理店使用人」「法人募集代理店使用人」から「個人募集代理店」へ職種区分の変更を伴う場合は、登録免許税相当額の収入印紙<u>の貼付又は電子納付が</u>されているか。 ③・④ (略)	エ・オ. (略) ⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。 ア. (略) イ. 登録申請書の添付書類は、職種区分毎・代理店毎に次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 法人募集代理店の場合 a～c. (略) d. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。） ウ～キ. (略) (2)～(4) (略) (5) 変更等の届出等 ① (略) ② 変更届出にあたっては、次の点に留意するものとする。 ア・イ. (略) ウ. 「内勤職員」「営業職員」「個人募集代理店使用人」「法人募集代理店使用人」から「個人募集代理店」へ職種区分の変更を伴う場合は、登録免許税相当額の収入印紙が貼付されているか。 ③・④ (略)

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
(6)～(10) （略）	(6)～(10) （略）